破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７９号
栃木県小山市西城南４丁目13番地10
破産者　板垣　正美
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２３号
奈良県天理市柳本町1228番地
破産者　山本　　寛
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第６３号
岡山市北区表町３丁目18番地25号パティオ表町302、開始決定時の住所時奈良県香芝市上中1183番地の１　アシビハイツ６―402号
破産者　畑中　利彦
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１８８号
奈良県御所市大字小林120番地の27
破産者　谷奥　一夫
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
北海道苫小牧市元中野町２丁目10番11号　ことぶき荘２階Ｆ号
破産者　米村　　勝
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１４号
岩手県九戸郡洋野町種市第23地割72番地２、旧住所東京都八王子市下柚木２丁目９番地２
破産者　藤田　　充
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１１１２号
仙台市若林区六丁の目中町９番１号　仮設住宅３号棟２、開始決定時の住所仙台市泉区南光台東２丁目38番22号
破産者　大場留理子
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９３３号
仙台市泉区将監５丁目２番37―44号
破産者　小野寺幸哉
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
名古屋市港区いろは町３丁目９番地の６
破産者　青木　悦男
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０４８号
名古屋市中村区北畑町３丁目55番地の１
破産者　服部商店こと　伊藤　哲史
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２２０号
名古屋市南区豊田１丁目15番５号
破産者　水谷　一則
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２９４号
名古屋市港区当知１丁目1515番地　グランドメゾン犬飼303号
破産者　冨永佐多子
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５８号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目22番13号グリーンハイツ６－Ａ、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡北１丁目６番20号
破産者　玉置　尚一
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１４８８号
広島県安芸郡府中町青崎東７番24号
破産者　豊田　太作
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４３２号
広島市安佐南区中須２丁目23番26―401号
破産者　福島　　司
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４３３号
広島市安佐北区亀崎３丁目19番84―204号
破産者　福島　茂昭
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３号
熊本市東区花立６丁目７番67号
破産者　大附　重夫
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４２号
釧路市芦野２丁目１番11号
破産者　佐藤　　剛
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第６８号
新潟県阿賀野市上中野目191番地20
破産者　二宮　竜也
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部